

かんぽ生命保険 加入・脱退届出書

届出年月日 2015年 9月 1日

職場名 <div style="text-align: center;">〇〇小学校</div>	組合員コード (フリガナ) 名 前	0	0	5	2	9	9	9	カンポ タロウ 簡保 太郎	⑩
自宅住所 〒 1 2 3 - 9 9 9 9 <div style="text-align: center;">〇〇市〇〇区〇〇1丁目2-3番地</div>										
電話番号 (0 0 0) 1 2 3 4 - 5 6 7 8										

○ 該当する手続きの □ 欄にチェック（し点）を入れ、該当する内容をご記入下さい。

□	新規申込	→学校生協で手続後、速やかに加入確認書を返送しますので、新規申込をされる郵便局へご連絡・ご提出ください。
---	-------------	--

☑	加 入	→団体加入手続き完了後、加入確認書（お客さま控え）を発送します。										
保険証券記号番号						保険料最終払込年月						
0	0	5	0	1	2	3	4	5	6	7	2015年	10月分まで払込み済
		5									年	月分まで払込み済
		5									年	月分まで払込み済

□	脱 退	→手続きをされた翌月以降、お近くの郵便局でお手続き下さい。										
保険証券記号番号												
		5									退職・育休・内容変更・払込方法変更・前納・その他	
		5									退職・育休・内容変更・払込方法変更・前納・その他	

注意事項

- ・団体扱い申込時、あらかじめ申込みの当月及び翌月分の保険料払込み（2か月分以上）が必要です。
- ・この「かんぽ生命保険」の団体加入は広島県教育関係機関の県費職員で、学校生協の組合員に限ります。
 （学校生協に未加入の方は、併せて加入の手続きを行ってください。）
- ・契約者が組合員ご本人の保険に限ります。（被保険者は教職員本人以外でもOKです。）
- ・団体扱い対象となる保険は・学資保険・養老保険・終身保険など（年金保険は対象外）です。
- ・職場名、名前、組合員コードは正確に記入してください。
- ・記入に不備があった場合や、当月分までの保険料の入金がない場合は団体加入ができません。
- ・口座引落としや窓口払いの保険を団体扱いに変更される場合は、お近くの郵便局で手続きをしてください。
- ・毎月20日までに学校生協到着分は翌々月より、給料引き開始、または引去り中止となります。
- ・この届出書に記入された内容は、かんぽ生命保険の給与控除事務以外に使用しません。

手続をされる郵便局へのお願い

- ・「加入」手続きの際、「保険料最終払込年月」の記載が必要なため、申込者本人に（教職員）にお知らせ下さい。

お問合せ先

広島県学校生活協同組合 保険共済部 T e l 082-264-1752